

秩父市上町まちづくり景観形成重点地区計画策定等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、平成19年8月に策定した「秩父市まちづくり景観計画」に基づき、景観まちづくり行政を推進してきた。また、平成20年9月には秩父市本町・中町地区において「秩父市本町・中町まちづくり計画」及び「秩父市本町・中町景観形成重点地区計画」を策定し、中心市街地の活性化や魅力ある街並みの形成を推進してきた。

本業務の対象地区である上町地区は、本町・中町地区と隣接し、県により都市計画道路中央通線街路事業が推進されている地区であり、また、小学校から高等学校、図書館が所在する文教地区でもある。本業務では、街路事業と併せ、魅力的な街並みの形成を誘導するとともに、地域の活性化や安心安全なまちづくりを推進するための諸施策を講じるため、同地区における「まちづくり計画」及び「景観形成重点地区計画」を策定することを目的とする。

なお、本事業の業務を委託する業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、地元町会・住民と連携した「まちづくり計画」及び「景観形成重点地区計画」の策定手法の提案ができ、なおかつ、策定に向けて熱意をもって真摯にサポートできる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務概要

- ・業務名：秩父市上町まちづくり景観形成重点地区計画策定等業務
- ・業務内容：別添「秩父市上町まちづくり景観形成重点地区計画策定等業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- ・履行期間：契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- ・実施場所：秩父市上町
- ・上限額：13,000,000円（消費税込）※事業提案における実施費用上限額

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

応募者は、本業務を履行することができる能力や実績を有し、下記の参加資格を全て満たしている者とする。

- (1) 令和6年8月1日時点で令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に、業種「計画策定」、業種細目「計画策定」として登載されている者であること。

- (2) 地方公共団体が発注する景観法に基づく景観計画、景観形成重点地区計画の策定、その他これらに類する業務を元請けとして受注した実績を有すること。
- (3) 管理技術者及び照査技術者として、次のいずれかの資格を有するものを配置できる者。なお、当該配置者については、参加申込時点で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
 - ・技術士（建設部門/都市及び地方計画）
 - ・技術士（総合技術監理部門/建設－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）

5 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本事業実施要領の公表日から企画提案書提出までの期間に、秩父市建設工事等請負指名業者選定規程（平成17年訓令第69号）第7条の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。なお、秩父市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- (4) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成26年告示第127号）第3条の規定に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。)) をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基

準（令和5年4月1日適用）に準じ、同基準の第3項に該当する者が同一入札に参加する場合。（秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者のうち、資本関係又は人的関係のある複数の者が、それぞれ応募者として本プロポーザルに参加する場合。）

- (8) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- (10) 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納している者。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。

ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関する情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定により非公開となる場合がある。公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。

エ 本市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁止する。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本市の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書類を無効とする。

7 選定スケジュール

期日	実施項目	手段・場所
令和6年8月7日(水)	実施要領等の公開	ホームページ
令和6年8月13日(火)	質問書の提出期限	電子メール
令和6年8月19日(月)	質問への回答	ホームページ
令和6年8月22日(木)	参加表明書及び一次審査書類提出期限	持参又は郵送
令和6年8月29日(木)	一次審査結果通知及び企画提案要請	郵送及び電子メール
令和6年9月11日(水)	二次審査書類提出期限	持参又は郵送
令和6年9月17日(火)	二次審査 (プレゼンテーション審査)	秩父市歴史文化伝承館 5階第1会議室
令和6年9月20日(金)	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年9月30日(月)	委託契約締結予定	

8 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出方法 「質問書(様式第1号)」により電子メールで提出すること。

※メール件名に「秩父市上町まちづくり景観形成重点地区計画策定等業務プロボ質問_送信年月日(西暦8桁)_事業者名」を入力し提出すること。
電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

(2) 提出期限 令和6年8月13日(火)

(3) 提出先 秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

Email : toshi@city.chichibu.lg.jp

電話：0494-26-6867

- (4) 回答方法 質問への回答は令和6年8月19日(月)までに秩父市のホームページに一括して掲載する。掲載期間は二次審査に係る企画提案書等の提出期限(令和6年9月11日(水))までとする。
- ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

9 参加表明

応募者は、企画提案書を提出する前に、次により参加表明書及びその添付書類を提出(持参又は郵送)すること。(郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。)

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副1部ずつ提出するものとする。

ア 参加表明書(様式第2号)

イ 会社概要書(様式第3号の1)・企業状況表(様式第3号の2)

ウ 関連業務実績一覧表(様式第4号)

本要領「4 参加資格(2)」に該当する業務を受託・履行した実績について記載すること。

エ 配置予定技術者調書(様式第5号)

本業務を担当する予定の技術者の経歴一人につき一枚記入し、それぞれの技術者が複数となる場合は主となる技術者のみ提出する。

オ 資格証等の写し

配置予定技術者調書(様式第5号)に記載の各資格について、保有を証明できる書類等の写しを提出すること。

カ 納税証明書(未納税額のないことの証明書)

秩父市に納税義務がある場合は、市税を滞納していないことを証明する納税証明書(未納税額のないことの証明書)を提出すること。

- (2) 受付期間 令和6年8月7日(水)から令和6年8月22日(木)まで
※持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市歴史文化伝承館5階

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

10 一次審査(書類審査)

(1) 一次審査実施の条件

参加を表明する応募者が5者を上回った場合、参加表明書と同時に提出された会社概要書及び関連業務実績一覧表、配置予定技術者調書により書面にて一次審査を行う。

(2) 審査方法

ア 審査基準

審査及び評価の項目等は別紙【審査項目表】のとおりとする。

イ 審査結果及び提案要請書の通知

審査結果は、審査に参加したすべての提案者に令和6年8月29日(木)付で郵送及び電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した者に対しては、併せて企画提案書の提出を要請する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

11 二次審査(プレゼンテーション審査)に係る企画提案書

提案要請を受けた者は、次の書類を各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出(持参又は郵送)すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出届(様式第7号)

イ 企画提案書(様式第8号を表紙として付し、以下のテーマごとに片面3ページ以内にまとめ、A4サイズ、用紙縦置き、横書き、左綴じで製本すること。)9部

テーマ① 法令・上位計画・他の計画・他の重点地区との整合・連携に関する手法及び本業務対象エリアの地域・景観特性の調査・分析・課題抽出手法
※仕様書 13 業務内容(1)~(4)該当

テーマ② まちづくり計画・景観形成重点地区計画の策定における区域の設定や施策に関する提案
※仕様書 13 業務内容(5)・(6)該当

テーマ③ まちづくり座談会・まちづくり推進協議会等における運営・合意形成に関する各手法
※仕様書 13 業務内容(7)~(9)該当

テーマ④ 追加提案(独自の提案や、アピールポイントなど)

ウ 業務実施体制表(書式は自由、A4サイズで片面1ページ)

エ 業務実施工程表(書式は自由、A3サイズで片面1ページ、A4サイズに折り込む)

オ 見積書及び積算内訳(書式は自由、代表者印を押印すること。税額も記載すること。)9部(押印した原本は1部、その他の8部は写しを提出。)

(2) 提出期限

令和6年9月11日(水)

※持参の場合は受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は上記期限日の午後5時までに必着。

※郵送の場合、まちづくり公園課職員が提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(3) 提出先

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館5階)

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

(4) 留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

12 二次審査(プレゼンテーション審査)実施及び評価方法

前項に基づき提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和6年9月17日(火)

イ 会場 秩父市歴史文化伝承館5階第1会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。

エ 審査員 市職員

オ 審査基準

別紙【審査項目表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が100点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和6年9月20日(金)付で郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

・提案時間：20分以内

・質疑応答：15分程度

- ・参加人数：3人以内
- ・プレゼンテーションの説明者は業務実施体制表記載の本業務に従事する者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター等、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

14 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続を行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとする。

15 再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

16 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「提案辞退届（様式第6号）」を本市に提出しなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担と

する。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

17 問い合わせ先

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

住 所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市歴史文化伝承館5階

電 話：0494-26-6867

F A X：0494-26-5967

Email : toshi@city.chichibu.lg.jp